

サービス付き高齢者向け住宅のあり方及び高齢期の住まいの選択に係る支援等に関する調査事業
を実施する者の公募についての公示

令和7年2月21日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

注）本事業は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。

なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容や事業主体の採択等の変更等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

1. 事業概要

（1）事業名

サービス付き高齢者向け住宅のあり方及び高齢期の住まいの選択に係る支援等に関する調査事業

（2）事業目的

我が国においては、高齢化が急速に進展し、高齢単身・夫婦の世帯や後期高齢者数が増加し続けている。今後、2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、2060年には国民の4人に1人が後期高齢者となることが見込まれている。このような状況の下、高齢者が安心して暮らすことができる住まいの選択・確保がますます重要な政策課題となっている。

高齢期の住まいの選択肢の一つであるサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）については、平成23年の制度創設から10年以上が経過し、令和6年12月末時点で約29万戸が登録され、供給が進んでいるところであるが、立地、地域の医療・介護サービスとの連携、適正な事業運営、入居対象者への情報提供の充実等の課題もこれまで指摘されている。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住み替えることなく、適切なリフォームを行うことで自宅に住み続けるという選択肢も重要であり、国土交通省では高齢期に必要な住宅改修における配慮事項をガイドラインとしてまとめ、支援制度等とともに周知を図ってきている。

これらを踏まえ、本事業では、サ高住をはじめとした高齢期の住まいのあり方に関する課題の把握やその解決に向けた取組を検討すると共に、高齢期の住まいの選択に係る支援方策に関する調査検討を行うことを目的とする。

(3) 事業内容

- (i) 高齢期の住まいに係る相談窓口の展開、適切な住み替え先が選択できるための情報発信、高齢期の居住の場の多様な選択・相談を可能とする体制に関する調査や実証的取組を行う。
- (ii) サ高住等の高齢者向け住まいの供給状況や高齢期の住み替え等の高齢者の住まいに関する実態について、調査・分析を行う。
- (iii) サ高住等のよりの確な運用と供給を図るための環境整備に向けて都道府県等を対象に実施する定期調査について、結果を整理・分析する。

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 高齢期の住まいに関する知見を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 荒川・西澤
- ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
- ③電 話 03-5253-8111 (内線 39855)
- ④電子メール hqt-anshin-kyojyu02@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和7年2月21日(金)から令和7年3月7日(金)
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 令和7年3月7日(金)18時00分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 電送(電子メール)

なお、提出時は、以下の規定によることとし、その到着を確認すること。

- ・データ形式はPDFとする。なお、担当部局が、他の形式による提出を求めた場合は、その形式とする。
- ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。